フロン類回収業者における登録後の手続き等について

◆ 変更届出（様式第四）

次の事項を変更したときは、３０日以内に、「変更届」及び「欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書」を提出しなければなりません。

① 氏名又は名称及び住所、並びに法人の場合は代表者氏名又は役員の氏名

【添付書類】 ※申請日前３ヶ月以内のものに限ります。

個人の場合：住民票の写し（本籍（外国人にあっては住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））の記載があるもの）

法人の場合：商業登記事項証明書

② 事業所の名称及び所在地

【添付書類】 〈事業所を追加する場合〉

その事業所に係る次の書類を添付する必要があります。

・フロン類回収設備の所有権などを証する書類（納品書、領収書などの写し）

・フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類(仕様書、カタログなどの写し)

③ 未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所

【添付書類】 ※申請日前３ヶ月以内のものに限ります。

法定代理人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの。なお、法定代理人が法人である場合は商業登記事項証明書)

④ 回収しようとするフロン類の種類

⑤ フロン類回収設備の種類

※登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

〔例〕対象となるケース：「ＣＦＣ用」と「ＨＦＣ用」をそれぞれ１台所有していたが、「ＣＦＣ･ＨＦＣ兼用」を１台追加(又は買い換え)した場合

対象とならないケース：「ＣＦＣ･ＨＦＣ兼用」を１台所有していたが、さらに「ＣＦＣ･ＨＦＣ兼用」を１台追加(又は買い換え)した場合

【上記④、⑤の変更の場合の添付書類】

ア：フロン類回収設備の所有権などを証する書類

・自ら所有している場合

納品書、購入契約書、領収書、販売証明書などのうち、いずれかの写し

・自ら所有していない場合

裏面へ続く

借用契約書、共同使用協定書、管理要領書などのうち、いずれかの写し

イ：フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類

・回収設備のメーカー、型番、冷媒番号、吸引力を示す書類

仕様書、取扱説明書、カタログなどの写し

◆登録更新（様式第三）

５年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

なお、登録更新の際に提出する書類は、登録（新規）の場合と同じです。

◆ 廃業等の届出（別紙様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から３０日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

該当する事項	届出者
① 死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	その清算人
⑤ フロン類回収業を廃止した場合	フロン類回収業者であった個人又は法人を代表する役員

【添付書類】

・事実が確認できる書類

（ア：除籍証明書　イ：閉鎖登記簿　ウ：破産宣告書　　など）

・第三者による届出の場合は、登録事業者との関係が証明できる書類

・登録（変更登録）通知書正本